

ドイツにおける被害者支援と 法整備の状況

2006.6.30

獨協大学 安部 哲夫

報告の要点

1. 被害者支援の発展に見る4つの段階
2. 被害者補償法の意義と運用の現状
3. 「白い環」の活動について
4. 被害者支援と刑事手続

1.被害者支援の発展に見る4つの段階

- 1) 経済的支援と民間支援の出発(1976年)
 - 5月 暴力犯罪被害者補償法の成立・施行
 - 9月 民間支援団体「白い環」の設立・活動
- 2) 刑事手続上の被害者の地位改善(1986年)
 - 12月 被害者保護法の成立 翌87年施行
- 3) 刑法第46a条の導入(1994年)
 - 10月 犯罪対策法の施行によるTOAの法的支援
- 4) 被害者の権利の強化(2004年)
 - 9月 被害者弁護人(付添人)制度の強化

2 - 1 . 被害者補償法の意義

- 被害者補償法の性格

社会保障としての被害者補償

- 社会国家主義の理念が背景

経済的支援の社会的連帯と国家責任)

- 連邦戦争被害者給付法 (Gesetz über die Versorgung der Opfer des Krieges) にもとづく支給

- 年金 (Rente) として戦争被害者 (傷病者) への
経済的補償と同等の補償

2 - 2 被害者補償の事務管轄

- 連邦健康社会保険省 (Bundesministerium für Gesundheit und Soziale Sicherung)
- 2006年より連邦労働社会福祉省 (Bundesministerium für Arbeit und Soziales)
- 各州の年金給付局 (Versorgungsämter)が統括窓口となる
- 被害者補償を受けている年金受給者は14,300人(2005年6月現在)

2 - 3 受給資格者 a

- 被害者補償法1条に申請者規定を置く
 - 1) ドイツ国域内での暴力犯罪被害
 - 2) ドイツ国域内にはドイツ国籍の航空機・艦船が含まれる (属地主義)
 - 3) ドイツ人が国域外で被害を受けた場合
被害地の国法による (不適用)

2 - 4 受給資格者 b

- 1) 被害は、原則的に故意の違法な暴力的攻撃による被害をいう。
- 2) 毒物による犯罪被害もこれに含まれる。
- 3) 社会的に危険な方法で惹起された犯罪によって生命・身体に被害を受けた事件については、結果の発生に過失がある場合の被害も含まれる。
- 4) 外国人: EU加盟国、相互主義下の国民も有資格である。
- 5) 外国人: 3年以上の合法的な居住者も有資格。

2 - 5 給付内容 a

1) 配偶者・子ども・両親への給付

- ・ 葬祭料 被害者が支給されることになる金額に応じて異なる
- ・ 配偶者 基礎年金 月額 372 EUR
- ・ 子ども 調整年金 月額 184/256 EUR

2) 被害者 一時金(医療費、交通費、リハビリ費用、休業補償、生活雑費、介護費)

終身年金(就労能力によって異なる)

2 - 6 給付内容 b-1

- 被害者の就労能力の減退に応じた支給
(連邦給付法31条)

30%	月額	118 EUR	
40%	月額	161 EUR	
50%	月額	218 EUR	
60%	月額	275 EUR	
70%	月額	381 EUR	
80%	月額	461 EUR	
90%	月額	553 EUR	
100%	月額	621 EUR	(約10万円)

2 - 6 給付内容 b-2

- 65歳以上の重篤な被害者の場合
一定額が上乘せされる。

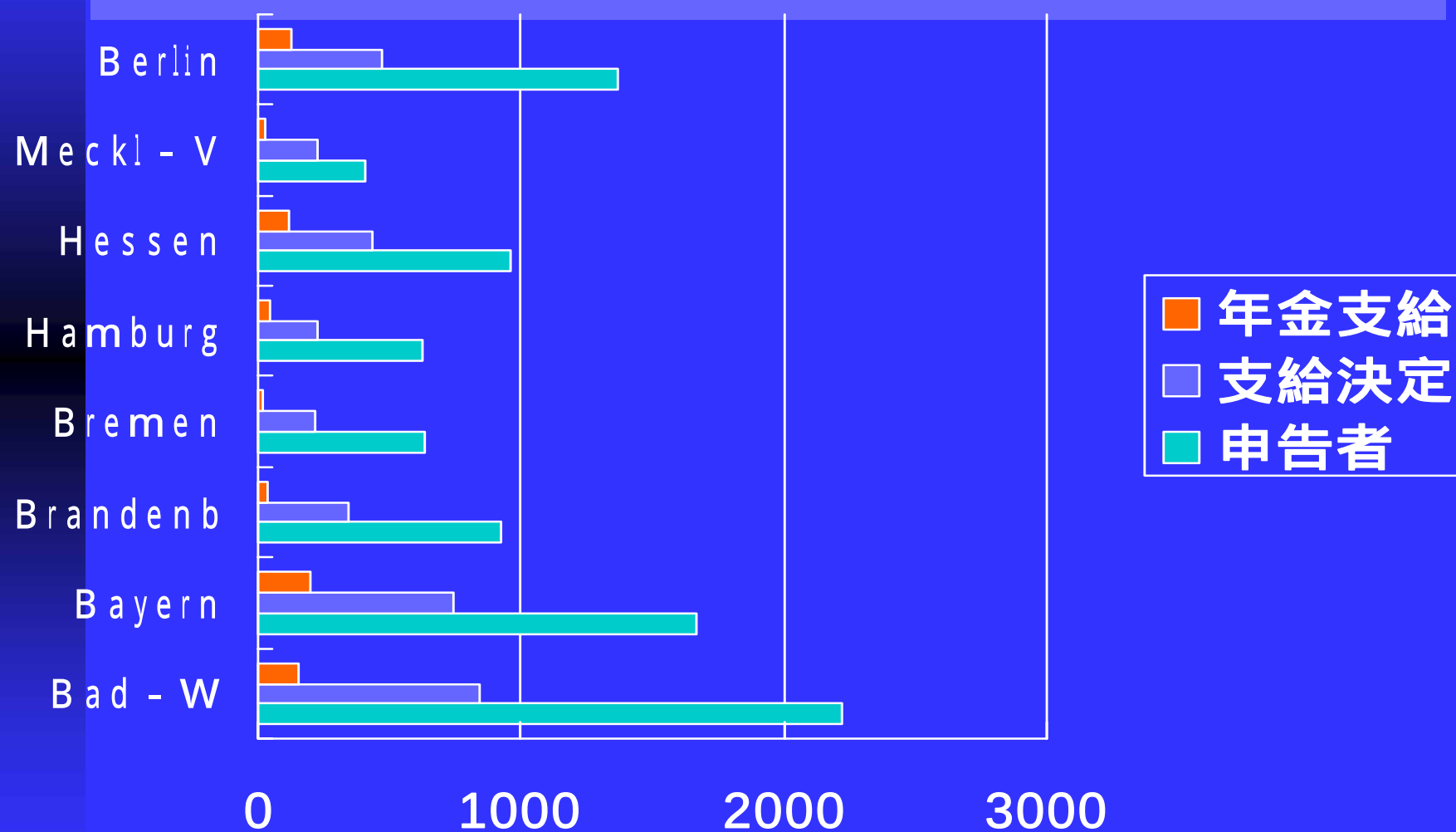
50 ~ 60 % 減退	24 EUR
70 ~ 80 %	30 EUR
90 ~ 100 %	37 EUR

2 - 7 . 申請の状況

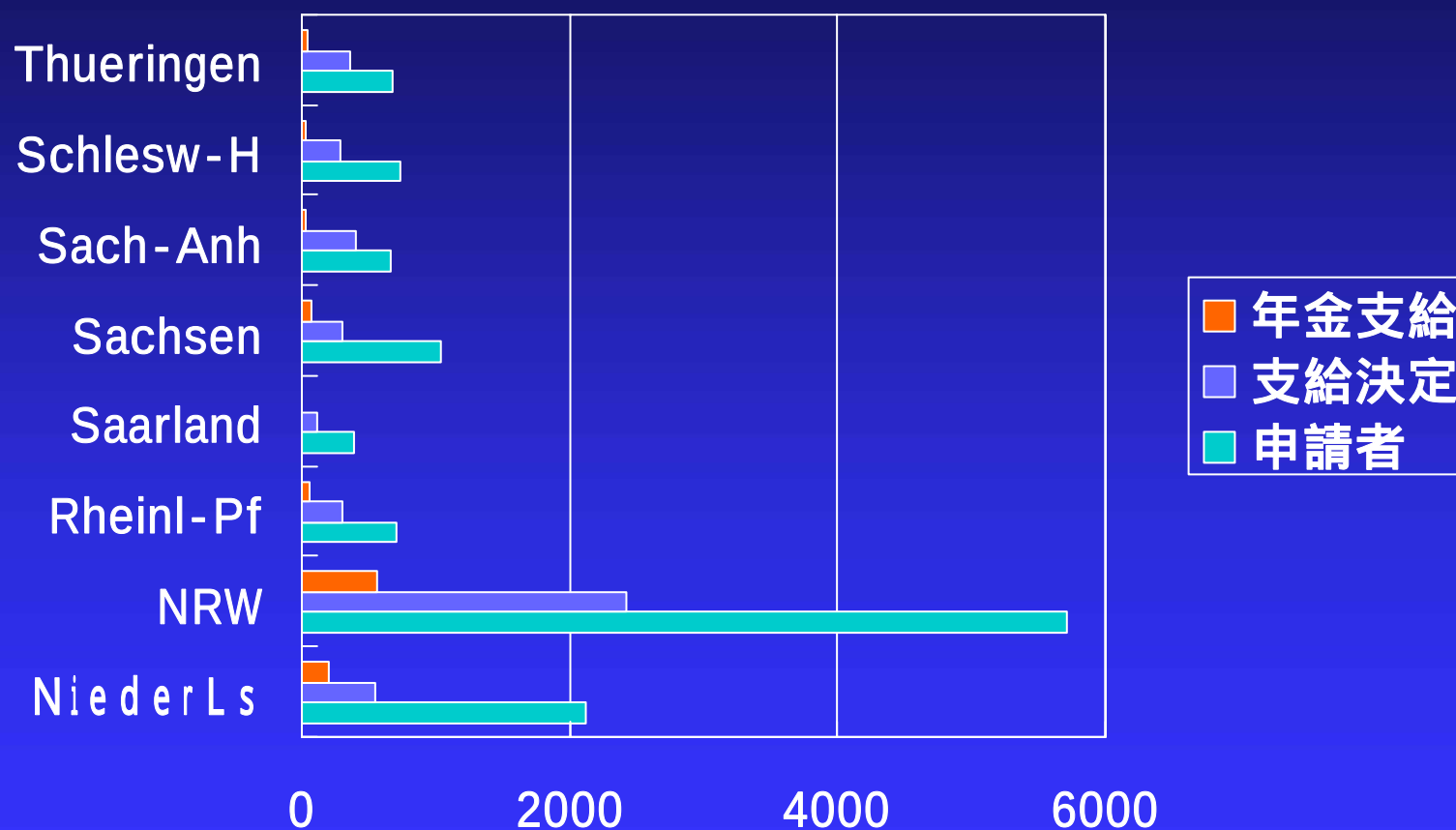
- 2004年の統計から (Weisser Ring)
暴力犯罪の認知件数 21万1,172件
申請件数 2万864件 (約10%)

申請が認められた件数	8,256件
医療費などの一時金	6,478件
年金としての支給	1,725件
被害者本人	1,395件
配偶者など	330件

2 - 7 各州の申請状況(1)



2 - 7 各州の申請状況(2)



3 - 1 「白い環」の主要な活動(1)

- 1976年9月24日 E.Zimmermann(TVジャーナリスト)の創設した被害者支援団体
- 当時の組織委員会は、A.Boehm教授やH.J.Schneider教授、H.Herold BKA長官らによって構成された。
- 現会長はR.Boettcher(前上級裁判所長官)
- 現組織委員会には、H.D.Schwind教授やH.Schoech教授らがいる。

3 - 1 「白い環」の主要な活動(2)

1. 被害者への直接的支援
2. 被害防止(防犯)活動
3. 被害者理解を深める広報活動・募金活動
4. 支援者(ボランティア)の研修
5. 法政策推進事業
(政策集団への働きかけ)

3 - 1 被害者への直接的支援

- 被害者への精神的支援(寄り添い、相談、助言など)
- 被害者への医療的支援(治療、看護、介護など)
- 医療施設など他機関との協力・協働
- 警察・裁判所への接触に際しての助言・付き添い
- 医療費、生活雑費などの支援
- 法的手続、申請手續にかかる費用の支援
- 弁護士費用の支援
- 被害者・家族への休日プログラムの提供

3 - 2 「白い環」の活動拠点

- ドイツ全域に約400箇所の「被害者支援センター」があり、本部(マインツ)およびラントの支部などと連携している。
- 本部や支部には有給スタッフもいるが、約2700人のボランティアによって支援活動が行われている。
- まずは、全国どこからでも1分9セントで
01803 - 343434 地域センターへ配信

3 - 3 「白い環」の活動を支える人々

- 一般市民のボランティアのほかに、専門的
技能を持った人々、弁護士や医師などの
専門家も多くかかわっている。
- 会員数は現在約6万人
- 月額 2.5EUR (年30EUR: 4500円)
で誰でも会員に。

3 - 4 「白い環」の活動費(1)

■ 2004年度の会計報告から

収入	寄付金	510万EUR
----	-----	---------

	会費収入	160万EUR
--	------	---------

	繰越基金	280万EUR
--	------	---------

	罰金引当	140 万EUR
--	------	----------

計	約1,100万EUR
---	------------

3-4 「白い環」の活動費(2)

■ 支出

被害者支援 500万EUR

手続費用

弁護士費用

医療費補助など

防犯活動 40万EUR

事務管理 70万EUR

広報、出版活動 70万EUR

3 - 4 「白い環」の直接支援の 活動実績

- 2001年までの25年間で、約14万件の暴力的犯罪の被害者について直接的な支援を行っている。2001年には、17,111件で1,520万マルク(約10億円)の支援が行われた。その約36%は性犯罪の被害者であった。

(Weisser Ring 30年の記録より)

3-5 「白い環」の活動の広がり

- 1978年 オーストリアに「白い環」
- 1979年 ルクセンブルクに「白い環」
- 1984年 スイスに「白い環」
- 1989年 ハンガリーに「白い環」
- 1991年 旧東ドイツに「白い環」の拠点
チェコに「白い環」
- 2000年 欧州フォーラムへの働きかけ
- 2001年 被害者の地位に関する欧州評議会大綱
に影響を与える
- 2004年 被害者補償に関する欧州評議会大綱に
影響を与える

4-1 刑事手続における被害者の地位

■ その特徴 （被害者保護法1986年以後）

1. 被害者の手続参加 StPO § 395
性犯罪、重大な暴力犯罪被害者
異議申立、忌避、意見陳述など
2. 被害者による情報取得
(裁判結果の通知) StPO § 406d, StPO § 406h
(記録閲覧) StPO § 406e
3. 弁護士の付添い StPO § 406f
4. 被害者のプライバシー保護 StPO § 68a,
StPO § 247(退廷命令), GVG § 171(非公開)
5. 損害賠償の実効性重視 StPO § 459a (賠償優先)

4-2 被害者の地位の改善

- 1998年12月1日「証人保護法」の施行
 - ・ 証人尋問に際してのビデオおよび録画の利用 (StPO § 58a) 16歳未満者保護
 - ・ ビデオリンク方式の整備 (StPO § 168e)
- 2004年9月1日「被害者の権利改善法」の施行
 - ・ 証人の権利保障 (StPO § 48)
 - ・ 国選被害者弁護人を遺族に拡大 (StPO § 397a)
 - ・ 被害者・付添人の司法参加の強化 (StPO § 406f)
 - ・ 附帯私訴手続における慰謝料請求権保障 (StPO § 406)

4 - 3 被害者の権利と「白い環」

■ 「白い環」の要求

1. 国費による被害者支援
(補償、看護、介助、付添)
2. 被害者のデータ保護
3. 司法手続における被告人と同じ権利保障

「あなたはひとりではない」という支援

4 - 4 被害者保護の根本理念

■ 人間の尊厳

人間の尊厳はなんびとも侵すことができない
(基本法1条)。

国家は、被告人と同様に、被害者の人間性を重んじる
よう、法の整備をすすめなければならない。

(ペーター・リース)

刑法の謙抑主義も尊重して

「処罰から和解へ」

4 - 5 刑法における和解思想

- 1990年 少年裁判所法の改正でTOA推進
 - JGG § 45 検察官の起訴猶予
 - § 47 裁判官による手続猶予
 - § 10 裁判官による処分(指示)

- 1994年 犯罪対策法による刑法一部改正

刑法46a条 和解努力を刑の減免事由に
TOA (Taeter-Opfer-Ausgleich)の展開

TOAの実施状況

連邦司法省『TOAの展開』2005年から

- TOAの事案処理件数は、2002年で4,466件、増加傾向にある(1994年には1,652件)。
- 司法前処理としてのTOAが圧倒的に多い(2002年89.2%)。
- 傷害事件の処理に多く活用されている(46.7%、財産犯は5.8%)。
- 加害者の年齢は、14歳~20歳で45%を占める。
- TOAの働きかけは、警察段階が多い(48.4%)。
- TOAの処理結果として、謝罪(69.8%)、賠償(25.1%)が多い。
- 損害賠償額は低く、200EUR以下で63.1%である。
- 慰謝料は、200EUR以下(49.1%)、201~500EUR(34.1%)、501~4000EUR(15.6%)、4001EUR以上(1.3%)である。
- 事件からTOA処理にまで要する時間は、平均21週である。

TOAと「白い環」

- 被害者にとって被害回復が何よりも重要。
- 被害者よりも、加害者の社会復帰が強調されすぎる。
- TOAは、本当の意味で被害者の被害回復に役立っているのか。